

放射線被ばく相談員Q&A

Q. 放射線被ばく相談担当者証明書にある所属長は施設であれば施設長ですか

A. 施設長とは限りません。直属の上司の方等で証明をして頂く方が責任を持って頂くことで可能となります。

Q. 実務報告書には所属長などの証明は必要ないのか

A. 担当者証明書により責任を持っていただくために必要ないと考えます。